

三好町
特定健康診査等実施計画
(概要版)



平成20年3月

三 好 町

1 計画策定の趣旨

わが国は、国民皆保険体制のもと、誰もがいつでもどこでも安心して医療を受けられる医療制度を実現し、世界最長の平均寿命や、高い保健医療水準を達成してきました。しかし、少子高齢化の急速な進展、経済の低成長への移行、国民の生活様式や意識の変化等の大きな環境変化に直面しており、国民皆保険体制を堅持し、医療制度を将来に渡り持続可能なものとしていくために、平成18年6月に「医療制度改革関連法」が成立しました。

さらに、高齢者医療費の増大等を踏まえ、生活習慣病予防に重点を置いて保健指導を徹底するために、平成20年4月から「高齢者の医療の確保に関する法律」第18条に定める特定健康診査等基本指針に基づいて、医療保険者に対し、40歳～74歳の被保険者を対象とする特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務付けられることとなりました。

本計画は、三好町国民健康保険の保険者である三好町が平成20年度から実施する特定健康診査及び特定保健指導を効率的かつ効果的に実施するため、実施方法や数値目標等の基本的事項を定めるものです。

2 計画の期間

本計画は5年を1期とし、平成20年度から平成24年度までを第1期とし、以後、5年ごとに見直しを行います。

3 メタボリックシンドロームとは

メタボリックシンドロームとは、内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常など軽度でも生活習慣病のリスクが重なっている状態のことです。

近年、脳梗塞や心筋梗塞等で亡くなる方が増えていますが、メタボリックシンドロームはこれらの病気の原因である動脈硬化を引き起こしやすいと言われており、結果的に様々な病気に結びついてしまうため、大変危険です。



【内臓脂肪型肥満】
〈腹囲〉 男性 85cm 以上
女性 90cm 以上
上記に該当せず、BMI 25 以上

+

【高血糖】
HbA1c 5.5 以上※

【高血圧】
収縮期（最大）血圧 130mmHg 以上
拡張期（最小）血圧 85mmHg 以上
のどちらか、または両方該当

【脂質異常】
中性脂肪値 150mg/dl 以上
HDL コレステロール値 40mg/dl 未満
のどちらか、または両方該当

2つ以上該当

メタボリックシンドローム

※ 三好町では、高血糖の基準に、HbA1c を採用しています。

4 特定健康診査・特定保健指導とは

特定健診とは

平成 20 年 4 月から、40～74 歳の国保加入者を対象とした、内臓脂肪型肥満に着目した検査項目での健康診査を、「特定健康診査」といいます。新しく加わる検査項目は、腹囲の測定があり、腹囲や BMI で内臓脂肪の蓄積を調べます。他にも、血圧、血糖、脂質や尿検査、肝機能検査、そして喫煙歴などの生活習慣などの問診が行われます。

特定保健指導とは

特定健康診査の結果により、メタボリックシンドロームまたは予備群と判定された人に対して、健康診査の判定の段階にあわせて実施する「動機づけ支援」「積極的支援」といった指導を「特定保健指導」といいます。



5 特定健康診査等の目標値

特定健康診査等の実施及びその成果に係る目標は、以下のとおり設定します。

(1) 特定健康診査の受診に係る目標

平成 24 年度における特定健康診査の受診率を 65%とします。

(2) 特定保健指導の実施に係る目標

平成 24 年度における特定保健指導の実施率を 45%とします。

(3) 特定健康診査等の実施の成果に係る目標

平成 24 年度において、平成 20 年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率を 10%以上とします。

6

特定健康診査と特定保健指導の実施方法

本町では、特定健康診査のアウトソーシング先として三好町内の協力医療機関で実施していきます。また、特定保健指導については、当面主に町職員で実施していきます。

ステップ1

特定健康診査は、対象となる方に受診の案内を送付し、三好町内協力医療機関にて受診します。

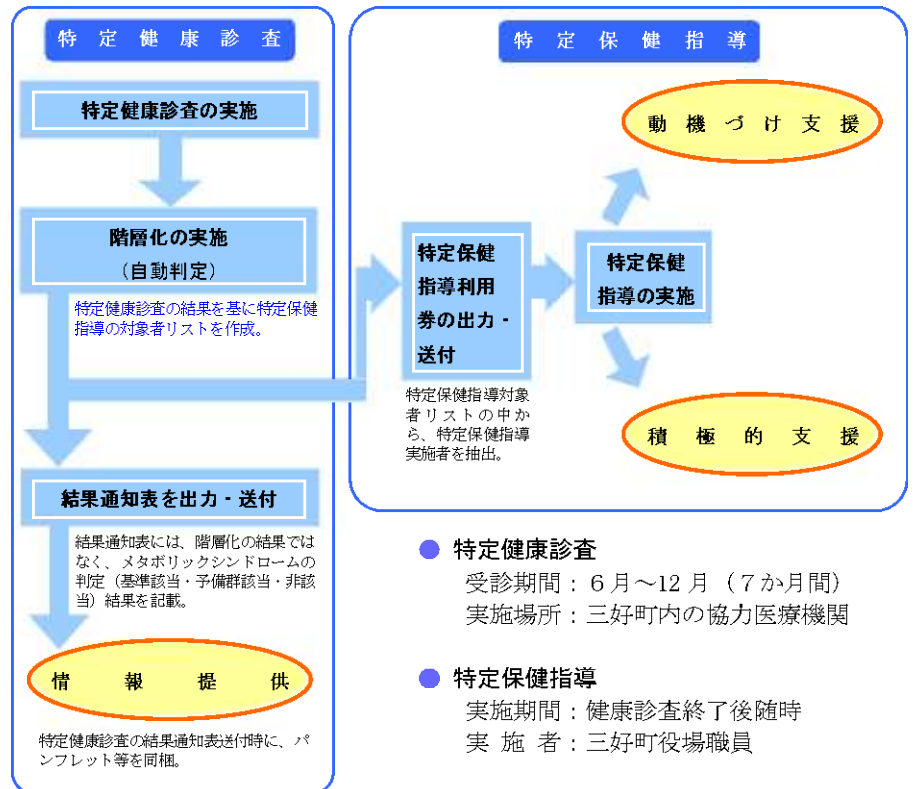
ステップ2

特定健康診査結果は、結果の見方や生活習慣を見直す情報とともに本人にお知らせします。

ステップ3

「動機づけ支援」「積極的支援」が必要な方には、「特定保健指導利用券」を送付し、支援事業を行います。

＜特定健康診査と特定保健指導の実施の流れ＞



- 特定健康診査
受診期間：6月～12月（7か月間）
実施場所：三好町内の協力医療機関
- 特定保健指導
実施期間：健康診査終了後随時
実施者：三好町役場職員



お問い合わせ先

三好町役場保険年金課

〒470-0295 愛知県西加茂郡三好町大字三好字小坂 50

TEL 0561-32-2111（代表）

FAX 0561-32-2585

<http://www.town.aichi-miyoshi.lg.jp/>